

大阪市と大阪弁護士会との包括連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、大阪市（以下「甲」という。）及び大阪弁護士会（以下「乙」という。）双方が互いの資源を活用した連携活動を包括的に推進することにより、甲が実施する各種事務事業において発生する複雑化・困難化する行政課題等に関する法的需要に対し、乙が法的な観点から、よりの確かつ迅速な助言等を行い、当該助言等に基づく甲の公平・公正な行政運営の確保を図り、もって、大阪市民の福祉の増進並びに基本的人権の擁護及び社会正義の実現に寄与することを目的とする。

(連携事項等)

第2条 甲及び乙は、次の事項に関わる甲の法的需要及び乙が提供可能な法的サービスについて互いに連携する。

- (1) 乙の設置する委員会、協議会又はプロジェクトチームの所掌事務のうち、市民を対象とするものに関連する甲の行政活動に係る法的サービスの提供に関すること
- (2) 行政活動の適正な執行の確保に関すること
- (3) 各種審議会・委員会・第三者委員会その他の会議体の組織及び運営に関すること
- (4) 法制執務、政策法務その他法的能力の向上に関すること
- (5) 職員倫理の向上、組織内におけるハラスメントの防止に関すること
- (6) コンプライアンス・内部統制体制の整備運用及び公益通報制度の運営に関すること
- (7) その他甲及び乙が必要と認めた事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を実施するため、次に定める事務を実施する。

- (1) 相互に連絡窓口を設けること
- (2) 定期的に協議（情報交換、意見交換等）の場を設けること

3 第1項に定める事項の具体的な取組内容及び前項の事務の具体的な実施方法並びに前項第1号の連絡窓口については、別に定めるものとする。

4 第1項及び第2項に定める取組み及び事務に関して発生する諸費用は、甲と乙との間又は甲と乙の会員との間で個別に契約等を締結する場合を除き、各自の負担とする。

(確認事項)

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、甲及び乙が個別行政分野において個別に連携・協力すること（前条第2項第2号の協議を契機として個別の協議を行う場合を含む。）並びに相手方と第三者（乙の会員を含む。）との間で連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

(協定内容の変更)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を書面により行うものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、本協定は、自動的に有効期間が満了する日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間内にかかわらず、解約予定日の1か月前までに書面により相手方へ通知することにより、本協定を解約することができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、本協定の解約に関して、何らの損害賠償を求めることはできない。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定の期間中又はその終了後においても、連携事項の実施に当たり知り得た相手方の機密情報を、相手方の承諾を得ないで、甲及び乙以外の第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙は協議する。

本協定の締結を証するため、甲及び乙は、本協定書2通を作成し、それぞれ署名のうえ各自1通を保有する。

令和7年10月21日

甲 大阪市
大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市長

乙 大阪弁護士会
大阪市北区西天満1丁目12番5号

大阪弁護士会会長

横山 英幸

森本 宏

※ 協定書原本は、両当事者が自筆で署名しています。